

都城市山田養護老人ホーム霧峰園指定管理者候補者選定の概要

都城市山田養護老人ホーム霧峰園の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成29年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人スマイリング・パーク

(平成29年4月1日に社会福祉法人丸野福祉会から社会福祉法人スマイリング・パークへ名称変更)

(2) 代表者名

理事長 山田 一久

(3) 所在地

都城市丸谷町4670番地

(4) 設立年月日

昭和45年5月20日

(5) 従業員数

175名

(6) 業務内容

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

(イ) 養護老人ホームの指定管理経営

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所施設事業の経営

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ウ) 老人デイサービス事業の経営

(エ) 老人居宅介護等事業の経営

(オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(カ) 生計困難者に対する相談支援事業

ウ 公益事業

(ア) 訪問看護事業の経営

2 指定期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模
都城市山田養護老人ホーム霧峰園 (都城市山田町中霧島2511番地1)	敷地面積：9,622.41 m ² 延床面積：1,449.74 m ²

(2) 業務概要

施設の管理運営

老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する。

4 事業計画の概要
事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成29年9月7日	第1回選定委員会開催
平成29年9月22日～10月19日	募集（暮らしの情報9月15日号、市ホームページへの掲載）
平成29年10月24日	現地説明会
平成29年10月27日～11月6日	申請書類受付
平成29年11月16日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
平成29年11月21日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成29年11月16日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で、社会福祉法人スマイリング・パークが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

・社会福祉法人としての実績があり、常に新しいことにチャレンジしていること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

・養護老人ホームの運営実績があり、利用者ニーズの把握について具体的手法が確立していること。

・サービス・利便性の向上への意欲が高く、さまざまな創意工夫に取り組んでいること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

・経費の節減を念頭においた予算案が示されており、入所者の居住環境及び職員の職場環境の整備に重点をおいた経費配分を行っていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有して

いること」

- ・ 職員の研修・教育が充実しており、有資格者の配置による安定した質のケアの提供が期待できること。
- ・ SNSの有効活用や防災士の配置等、事故防止対策における工夫があること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・ 養護老人ホームの運営実績を踏まえ、今後の管理運営において高い意欲が示されており、熱意があること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項について〉

- ・ 選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的・人的能力を有していることについて重点的に配点を行った。

〈指定申請書の記載事項について〉

- ・ 施設の設置目的に沿った提案であり、団体の財務状況についても適正であると判断した。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

施設名：郡城市山田養護老人ホーム霧峰園

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容簡潔
		社会福祉法人 スマイリング・ パーク	団体A			
1. 市民の平等な利用が確保されること	85	69	68	管理運営方針等	14	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設定目的を理解しているか。 申請団体の経営モラルは適切か。 環境に配慮した取り組みをしているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	190	156	134	平等利用 利用の促進 サービス・利便性の維持向上	3 15 23	相談や苦情等の対応が提案されているか。 利用者ニーズ（介護等）に対する取り組みが提案されているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上（入浴・食事等）について提案がされているか。 健康管理及び保健衛生面に関する提案がされているか。 教養娯楽や行事等の取り組みが提案されているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	40	29	31	経費配分	8	具体的な管理業務の効率化が提案されているか。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	180	148	144	物的能力 人的能力	20 16	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 災害時の対応、連絡体制等について提案されているか。 個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。 法人の専門性を生かした地域貢献・地域福祉の推進に対する提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	50	41	39	その他	10	職員の配置計画及び勤務体制は適切か。 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと。
合計	545	443	416		109	
		87,145		(平成30年度)		

(参考)：提案金額(単位：千円)

※指定管理料は、老人保護措置費支弁基準に準じて算定するものであり、入所者数等の条件により変動するため、提案金額は、一定の条件により提示された額です。提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。